

管理 No.

H091

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:健康医療部保健所 保健衛生課  
(生活衛生係 /内線: 93-8395 )

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	興行場営業の許可	
処分権者	保健所長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	興行場法  (昭和 23 年法律第 137 号)
	根拠規定条項	第 2 条第 1 項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	興行場法(昭和 23 年法律第 137 号) 奈良市興行場法施行条例(平成 24 年奈良市条例第 58 号) 奈良市興行場法施行細則(平成 14 年奈良市規則第 11 号)
	基準規定条項	法律 第 2 条第 2 項、第 3 条 条例 第 3 条、第 4 条、第 7 条 細則 第 3 条から第 7 条
	審査基準	興行場の許可に係る審査基準は、基準法令等の規定に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)	申請受理日から 14 日間	
本票の作成日	令和 2 年 2 月 20 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 令和 年 月 日改正	

## 審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	<p>【根拠法令】</p> <p>興行場法</p> <p>第二条 略</p> <p>2 都道府県知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合しないと認めるときは、前項の許可を与えないことができる。ただし、この場合においては、都道府県知事は、理由を付した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。</p> <p>第三条 営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。</p> <p>奈良市興行場法施行条例 (設置場所及び構造設備の基準)</p> <p>第3条 法第2条第2項の規定による興行場の設置の場所に係る公衆衛生上必要な基準は、排水が良好な場所であることとする。</p> <p>2 法第2条第2項の規定による興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 床の高さは、地盤面から0.45メートル以上であること。ただし、床面が不浸透性材料(コンクリートその他汚水が浸透しないものをいう。)で被覆されている場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を備えた観覧場(興行場のうち入場者が興行を見、又は聞く場所をいう。以下同じ。)が設けられていること。</p> <p>ア ロビー、食堂、売店、便所等(舞台等の興行に直接関係する場所を除く。)とは隔壁その他これに類するものにより区画されていること。</p> <p>イ 入場者が容易に移動、着席及び出入りができることのほか清掃及び消毒が容易にできる構造設備であること。</p> <p>(3) 喫煙所は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、たばこの煙が観覧場内に流入しない構造とすること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい場所に表示する場合は、この限りでない。</p> <p>(4) 次に掲げる要件を備えた便所が設けられていること。</p> <p>ア 出入口は、直接観覧場に開口しない構造であること。</p> <p>イ 男子用及び女子用に区分されていること。</p> <p>ウ 適当な数の便器が設けられていること。</p> <p>エ 清浄な水を供給することができる流水式の手洗い設備が設けられていること。</p> <p>(5) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所その他不潔な場所の付近に設けられていないこと。</p> <p>(6) 観覧場及びロビー等(観覧場以外の場所で、入場者の利用に供する場所をいう。以下同じ。)の空気環境について、次のア及びイに掲げる項目の区分に応じ、それぞれア及びイに定める数値以下とすることができる性能を有する換気設備が設けられていること。</p> <p>ア 炭酸ガスの含有率 100万分の1,500</p> <p>イ 浮遊粉じんの量 空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム</p> <p>(7) 次に掲げる照度機能を有する照明設備が設けられていること。</p>

- ア 観覧場にあつては、床面における全般照度が100ルクス以上であること。
- イ ロビー等にあつては、床面における全般照度が150ルクス以上であること。
- ウ 観覧場にあつては、映写、演技等の時間中であつても床面における照度が0.2ルクス以上であること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件を備えていること。

(衛生措置の基準)

第4条 法第3条第2項の規定による興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)が講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 興行場及びその敷地内は、衛生上支障がないよう適宜(興行を行う日にあつては、当該日ごとに)清掃し、かつ、規則で定めるところにより定期的に消毒を行うこと。
- (2) ねずみ、昆虫等の駆除は、規則で定めるところにより定期的に行うこと。
- (3) 換気設備、照明設備その他の設備は、定期的に点検し、保守すること。
- (4) 観覧場及びロビー等の空気環境は、前条第2項第6号ア及びイに定める数値以下に保つこと。
- (5) 観覧場及びロビー等の照明は、前条第2項第7号に定める照度を保つこと。
- (6) 1回の興行時間が2時間30分以上にわたるときは、おおむね2時間30分を超えない時間ごとに10分間以上の休憩時間を設けること。ただし、衛生上支障がない場合にあつては、この限りでない。
- (7) 観覧場及びロビー等の衛生を確保するため、喫煙所以外での喫煙の禁止その他規則で定める入場者に対する注意事項を適当な場所に表示すること。
- (8) 応急手当に必要な医療品及び衛生材料を備えておくこと。
- (9) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者若しくは無症状病原体保有者又はその疑いのある者を、感染症を公衆にまん延させるおそれなくなるまでの期間業務に従事させないこと。
- (10) 入場定員を超えて入場させないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置を講じること。

(基準の緩和等)

第7条 市長は、一時的に施設を仮設し、若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は観覧場が屋外に面している興行場その他特別の理由がある興行場については、第3条及び第4条に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であつて、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

奈良市興行場法施行細則

(条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める要件)

第3条 条例第3条第2項第8号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外部に開放されている給気口、排気口等には、ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる金網その他の設備が設けられていること。
- (2) 適当な数の清掃用具及び必要に応じ散水用具を備え、これらの用具を衛生的に保管することができる専用の設備が設けられていること。
- (3) ごみ等が飛散し、又は流出しない構造の適当な数のごみ箱が設けられていること。
- (4) ごみ等の集積場が設けられていること。

第4条 条例第4条第1号の規定による興行場及びその敷地内の消毒は、6月以内ごとに1回実施しな

なければならない。

2 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)は、前項の規定による消毒を実施したときは、その記録を作成し、これを2年以上保存しなければならない。

(ねずみ、昆虫等の駆除等)

第5条 条例第4条第2号の規定によるねずみ、昆虫等の駆除は、6月以内ごとに1回実施しなければならない。

2 営業者は、前項の規定による駆除を実施したときは、その記録を作成し、これを2年以上保存しなければならない。

(入場者に対する注意事項)

第6条 条例第4条第7号に規定する規則で定める入場者に対する注意事項は、ごみ等興行場内を清潔にするおそれのあるものをごみ箱以外に投棄することの禁止とする。

(条例第4条第11号に規定する規則で定める措置)

第7条 条例第4条第11号に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入場者の利用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的に保つこと。
- (2) ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。
- (3) ごみ箱は、ごみ等が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、適切に清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- (4) 条例第4条第4号に規定する空気環境の基準に係る測定は、定期的を実施し、その記録は2年以上保存すること。